

和泉市立榎尾山レクリエーションセンター 愛称応募用紙  
 (募集期間 令和8年5月1日(金)から6月30日(火)まで)

**応募資格:市民**

- ・和泉市内に在住、在勤又は在学している個人
  - ・和泉市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ※応募対象者かを確認するために、住民情報等を確認させていただく場合があります。

(ふりがな)	
愛称案	
愛称の理由・思い	

(ふりがな)	
お名前	
ご住所	〒
電話番号	
区分	<p>該当する□にチェック(✓)をしてください</p> <p><input type="checkbox"/>和泉市内に在住、在勤又は在学している個人</p> <p><input type="checkbox"/>和泉市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体</p>

※漢字または、ひらがな、カタカナは問いません。

※愛称の取扱事項、注意事項、応募失格事項(採用取消も含む)については、裏面に記載のとおりです。



※インターネットからでもご回答いただけます。→

**【お問合せ・提出先】**

和泉市教育委員会事務局  
 生涯学習部 生涯学習推進室  
 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号  
 TEL 0725-99-8161

**【愛称の取扱事項】**

和泉市立槇尾山レクリエーションセンター事業及び関連事業に関する各種印刷物やホームページ及び関連グッズ等で使用する。

**【注意事項】**

- ①自作かつ未発表作品で、他の募集等に応募していないこと
- ②生成的人工知能（生成A I）は、使用しないこと
- ③作品の知的財産権（第三者の著作権を有していることも含む）に係る問題が生じた場合はすべて応募者の責任で解決すること
- ④採用された愛称について軽微な変更等が生じた際には、協議の上、変更の可能性があること
- ⑤採用された愛称の著作権、その他一切の権利は、全て和泉市に完全に譲渡し、著作者人格権を主張しないこと
- ⑥応募に関する費用は全て、応募者負担で対応すること
- ⑦応募愛称は公序良俗に反するものではないこと
- ⑧応募者は応募愛称の商標・意匠の出願・登録をしないこと
- ⑨応募者の個人情報、応募愛称の選考、採用通知、愛称の発表に使用する。なお、応募者の個人情報は当該目的以外には一切使用しない

**【応募失格事項（採用取消も含む）】**

- ①提出書類に虚偽の記載をした場合
- ②公募期間外での応募の場合
- ③本募集要綱の条件を満たしていない場合
- ④愛称が既発表の名称と同一又は類似していた場合